

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-126」を「別紙1-127」に改める。

第5条中「別紙1-126」を「別紙1-127」に改める。

第14条中「別紙1-126」を「別紙1-127」に改める。

第14条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

別紙1-2から別紙1-5、別紙1-7から別紙1-10、別紙1-13から別紙1-15、別紙1-20、別紙1-30、別紙1-32、別紙1-50、別紙1-51、別紙1-71、別紙1-80、別紙1-82、別紙1-84、別紙1-85、別紙1-87、別紙1-90から別紙1-92、別紙1-100、別紙1-102、別紙1-106から別紙1-112、別紙1-115から別紙1-118、別紙1-120、別紙1-122から別紙1-126を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市門沢橋	から
神奈川県厚木市下津古久	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市門沢橋	から	1.5	キロメートル
神奈川県厚木市下津古久	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋 から 神奈川県厚木市下津古久 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋 から 神奈川県厚木市下津古久 まで	120	1.5	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋	から	4車線	6車線	
神奈川県厚木市下津古久	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県海老名市門沢橋	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県厚木市下津古久	まで	2.25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ

(4)工事予算

97,138 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 1 月 28 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

81,186 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 81,186 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県厚木市下津古久	から
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで

(ロ) 延長

神奈川県厚木市下津古久	から	6.7	キロメートル
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県厚木市下津古久 から 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市下津古久 から 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで	120	6.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県厚木市下津古久 から 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県厚木市下津古久	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで	2.25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ

(4)工事予算

263, 159 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 17 日 (厚木南IC～伊勢原JCT(供用開始))

令和 2 年 3 月 7 日 (伊勢原JCT～伊勢原大山IC(供用開始))

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

266,908 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 266,908 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する**

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県伊勢原市上粕屋	から
神奈川県秦野市柳川	まで

(ロ) 延長

神奈川県伊勢原市上粕屋	から	12.8	キロメートル
神奈川県秦野市柳川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県伊勢原市上粕屋	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県秦野市柳川	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	新秦野インターチェンジ

(4)工事予算

329, 291 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 4 月 16 日 (供用開始)

令和 11 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

362,146 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 362,146 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する**

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県秦野市柳川	から
静岡県御殿場市駒門	まで

(ロ) 延長

神奈川県秦野市柳川	から	32.3	キロメートル
静岡県御殿場市駒門	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	120	32.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県秦野市柳川 静岡県御殿場市駒門	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県秦野市柳川	から	4.50	メートル(土工部)	
静岡県御殿場市駒門	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	新御殿場インターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

(4)工事予算

878,653 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 29 年 4 月 20 日 (駒門PA(下り線)(供用開始))

令和 3 年 4 月 10 日 (新御殿場IC~御殿場JCT(供用開始))

令和 10 年 3 月 31 日 (新秦野IC~新御殿場IC)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

970,962 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 929,516 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで

(ロ) 延長

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	131.5	キロメートル
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	第1種第1級	道路構造令
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	120	131.5	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル および 3.75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	4車線	6車線	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から	—	メートル(土工部)
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 まで	—	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区中央	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

別 紙 1

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県藤枝市 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ
一般国道473号	静岡県島田市 横岡新田	立体接続	島田金谷インターチェンジ
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ
一般国道152号	静岡県浜松市 浜名区中瀬	立体接続	浜松浜北インターチェンジ
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市 浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道257号	静岡県浜松市 浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県浜松市 浜名区三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション

(4) 工事予算

2, 294, 897 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

平成 24 年 4 月 14 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

976,962 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 976,962 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から
愛知県豊田市岩倉町	まで

(ロ) 延長

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	55.2	キロメートル
愛知県豊田市岩倉町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	3.00	メートル(土工部)	
愛知県豊田市岩倉町	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市浜名区引佐町 東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ
一般国道473号	愛知県岡崎市椋山町	立体接続	岡崎東インターチェンジ
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4)工事予算

610,642 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

平成 28 年 2 月 13 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

640, 541 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 640, 541 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道
(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県静岡市清水区吉原	から
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで

(ロ) 延長

静岡県静岡市清水区吉原	から	20.7	キロメートル
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原 山梨県南巨摩郡南部町福士	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原 山梨県南巨摩郡南部町福士	から 80 まで	20.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原 山梨県南巨摩郡南部町福士	から まで 2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
静岡県静岡市清水区吉原	から	—	メートル(土工部)	
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4)工事予算

175, 116 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 10 日 (供用開始)

令和 元 年 11 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 11 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

194,807 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 194,807 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道
(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで

(ロ) 延長

山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	9.3	キロメートル
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原 山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原 山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	から まで 80	9.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原 山梨県南巨摩郡富士川町大柵	から まで 2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から	— メートル(土工部)	
山梨県南巨摩郡富士川町大柵 まで	— メートル(橋梁部) — メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ
一般国道52号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4)工事予算

71, 273 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 18 日 (増穂IC切り回し)

平成 29 年 3 月 19 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 10 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78,356 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 78,356 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線
(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県四日市市伊坂町	から
三重県四日市市北山町	まで

(ロ) 延長

三重県四日市市伊坂町	から	4.4	キロメートル
三重県四日市市北山町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
三重県四日市市伊坂町 三重県四日市市北山町	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市伊坂町 三重県四日市市北山町	から まで 100	4.4	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市伊坂町 三重県四日市市北山町	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県四日市市伊坂町	から	4.50	メートル(土工部)	
三重県四日市市北山町	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道 名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション

(4)工事予算

56,562 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 28 年 8 月 11 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61,364 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61,364 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県四日市市北山町	から
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで

(ロ) 延長

三重県四日市市北山町	から	8.2	キロメートル
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	第1種第1級	道路構造令 なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	120	8.2	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 三重県三重郡菰野町大字潤田	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県四日市市北山町	から	4.50	メートル(土工部)	
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ

(4)工事予算

94,773 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 17 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

103,563 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 103,563 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県三重郡菰野町大字潤田	から
三重県亀山市安坂山町	まで

(ロ) 延長

三重県三重郡菰野町大字潤田	から	14.7	キロメートル
三重県亀山市安坂山町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	第1種第1級	道路構造令 なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	14.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田	から	4.50メートル(土工部)	
三重県亀山市安坂山町	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

197,942 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 31 年 3 月 17 日 (供用開始)

令和 元 年 12 月 21 日 (亀山西JCT)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

211,609 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 211,609 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4)工事予算

42,799 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 37 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 3 月 29 日 (工事一部完成)

令和 13 年 3 月 31 日 (工事完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53,626 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51,271 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(松本JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

12,331 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15,349 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14,650 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道
(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市大谷	から
神奈川県海老名市今里	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市大谷	から	2.3	キロメートル
神奈川県海老名市今里	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市大谷 神奈川県海老名市今里	から まで 第1種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市大谷 神奈川県海老名市今里	から まで 120	2.3	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.60メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市大谷 神奈川県海老名市今里	から まで	6車線	6車線	付加車線事業

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県海老名市大谷	から	4.50	メートル(土工部)	
神奈川県海老名市今里	まで	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

12,251 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 26 年 6 月 25 日 (供用開始)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 272 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 13, 272 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(新湘南バイパス)
(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名 : 新湘南バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県茅ヶ崎市柳島	から
神奈川県中郡大磯町東町	まで

(ロ) 延長

神奈川県茅ヶ崎市柳島	から	5.6	キロメートル
神奈川県中郡大磯町東町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市柳島 神奈川県中郡大磯町東町	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市柳島 神奈川県中郡大磯町東町	から 80 まで	5.6	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市柳島 神奈川県中郡大磯町東町	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県茅ヶ崎市柳島	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県中郡大磯町東町	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ(仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡大磯町東町	平面接続	本線

(4)工事予算

5,144 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

別 紙 1

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで
令和 11 年 4 月 1 日

ロ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで
令和 13 年 4 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,735 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 6,463 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市中新田	から
神奈川県厚木市上依知	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市中新田	から	10.1	キロメートル
神奈川県厚木市上依知	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市中新田 から 神奈川県厚木市上依知 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市中新田 から 神奈川県厚木市上依知 まで	100	10.1	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市中新田	から	4車線	4車線	
神奈川県厚木市上依知	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県海老名市中新田	から	4.50	メートル(土工部)	
神奈川県厚木市上依知	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ

(4)工事予算

92, 277 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで (STA110+52～STA113+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40～STA114+60)
平成 21 年 5 月 11 日
- ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA114+60～STA128+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA128+40～STA129+20)
平成 23 年 2 月 1 日
- ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA129+20～STA130+00)
平成 23 年 6 月 1 日

別 紙 1

- へ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA130+00～STA131+20)
平成 23 年 1 月 1 日
- ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA131+20～STA132+91)
平成 23 年 1 月 1 日
- チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA132+91～STA138+00)
平成 18 年 6 月 30 日
- リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA138+00～STA139+00)
平成 23 年 1 月 1 日
- 又 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで (STA139+00～STA146+05)
平成 18 年 6 月 30 日
- ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで (STA146+05～STA151+50)
平成 20 年 7 月 1 日
- ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで (STA151+50～STA152+50)
平成 21 年 12 月 1 日
- ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで (STA152+50～STA160+93.5)
平成 20 年 7 月 1 日

別 紙 1

- カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで (STA160+93.5~STA164+85)
平成 20 年 7 月 1 日
- コ 神奈川県厚木市下依知 (圏央厚木IC取り付け部)
平成 24 年 7 月 1 日
- ク 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで (STA164+85~STA176+50)
平成 19 年 2 月 1 日
- ケ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで (STA176+50~STA201+45)
平成 24 年 6 月 1 日
- コ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA201+45~STA206+31)
平成 23 年 12 月 1 日
- セ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+10~STA204+70)
平成 25 年 2 月 1 日
- ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+70~STA206+31)
平成 24 年 6 月 1 日
- ナ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA206+31~STA211+44)
平成 24 年 6 月 1 日

別 紙 1

- ラ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川ICランプ部)
平成 24 年 12 月 1 日
- ム 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC Hランプ部)
平成 25 年 1 月 7 日
- ウ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC E,Fランプ部)
平成 25 年 2 月 1 日
- 中 神奈川県相模原市南区当麻 (相模原愛川IC料金所部)
平成 24 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

- 平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)
- 平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)
- 令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 172 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 93, 172 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

60,953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67,886 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中 市是政	都道川崎府 中線及び市 道中央道側 道	東京都府中 市小柳町及 び東京都府 中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月7日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,014百万円	2,238百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	県道湖東三 山インター線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成25年10月21日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,184百万円	1,335百万円	—	湖東三 山 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本 市島内	市道8087 号線及び市 道豊科353 1号線	長野県松本 市島内及び 長野県安曇 野市豊科高 家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 (供用開始) 平成23年1月31日 (残事業完成)	494百万円	547百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋 市守山区下 志段味	市道守山 パーキングエ リア線	愛知県名古屋 市守山区 下志段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	2,926百万円	3,408百万円	—	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士 吉田市上 暮地	県道富士吉 田西桂線	山梨県富士 吉田市上 暮地	立体接続	平成23年4月28日	平成30年4月15日 (供用開始:東京方面) 平成30年8月6日 (供用開始:河口湖方面) 令和4年3月30日 (残事業完成)	4,408百万円	4,656百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津 市新田	市道0105 号線	静岡県焼津 市新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月12日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,745百万円	3,094百万円	—	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺 市上川崎	市道南砺ス マートイン ター線	富山県南砺 市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,323百万円	1,457百万円	—	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市葵区飯間	市道小瀬戸飯間線及び市道飯間本線	静岡県静岡市葵区小瀬戸及び静岡県静岡市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	200百万円	208百万円	—	静岡SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松市浜名区四大地	市道浜北灰木大平1号線及び市道須部灰の木線	静岡県浜松市浜名区四大地及び静岡県浜松市浜名区都田町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	223百万円	230百万円	—	浜松SA
北陸自動車道	富山県砺波市下中条	市道高岡砺波インター線	富山県砺波市下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,964百万円	2,125百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐市泉町	市道81920号線、82525号線及び82526号線	岐阜県土岐市泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日 (供用開始) 平成25年8月30日 (残事業完成)	475百万円	533百万円	—	五斗蒔PA
中央自動車道 西宮線	山梨県笛吹市八代町南	県道313号藤笠石和線及び市道4015号線	山梨県笛吹市八代町南	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月26日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,094百万円	2,376百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津市宮本	市道0118号線及び市道0105号線	静岡県沼津市宮本	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	633百万円	735百万円	—	愛鷹PA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県周智郡森町大字円田	町道遠州森町PA上り線及び町道遠州森町PA下り線	静岡県周智郡森町大字一宮及び静岡県周智郡森町大字円田	立体接続	平成24年5月17日	平成26年3月29日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	567百万円	632百万円	—	遠州森町PA

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町	県道郷野湖北線及び県道丁野虎姫長浜線	滋賀県長浜市湖北町及び滋賀県長浜市小谷丁野町	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,358百万円	2,573百万円	—	本線直結型
近畿自動車道名古屋神戸線	三重県鈴鹿市山本町	市道山本65号線	三重県鈴鹿市山本町	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	1,483百万円	1,633百万円	—	鈴鹿PA
近畿自動車道敦賀線	福井県敦賀市長谷	市道長谷2号線	福井県敦賀市長谷	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,164百万円	2,398百万円	—	本線直結型
中央自動車道富士吉田線	山梨県上野原市大野	市道談合坂サービスエリア線	山梨県上野原市大野	立体接続	平成25年7月5日	令和2年5月24日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	1,995百万円	2,265百万円	—	談合坂SA
中央自動車道西宮線	岐阜県安八郡安八町中	町道南長田坊野1号線	岐阜県安八郡安八町中	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	3,472百万円	3,770百万円	—	本線直結型
中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	町道橋爪1号線及び町道橋爪42号線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	立体接続	平成25年7月5日	平成30年6月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	768百万円	932百万円	—	養老SA
第一東海自動車道	神奈川県綾瀬市小園	県道藤沢座間厚木	神奈川県綾瀬市小園	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月31日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	7,735百万円	8,307百万円	—	本線直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第一東海自動車道	静岡県静岡市駿河区宮川	市道大谷改良区7号線	静岡県静岡市駿河区宮川	立体接続	平成25年7月5日	令和元年9月14日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	5,003百万円	5,343百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県浜松市中央区有玉西町	市道有玉南初生線及び市道有玉西12号線	静岡県浜松市中央区有玉西町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	869百万円	974百万円	—	三方原PA
第一東海自動車道	静岡県浜松市中央区呉松町	県道引佐舘山寺線及び県道湖東舘山寺線	静岡県浜松市中央区呉松町	立体接続	平成25年7月5日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,256百万円	2,487百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	愛知県豊田市西田町長根山	市道上郷スマートインター1号線及び市道上郷スマートインター2号線	愛知県豊田市永覚新町及び愛知県豊田市西田町外林	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月27日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	1,748百万円	1,931百万円	—	豊田上郷SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県駿東郡小山町大御神	町道3628号線及び町道3984号線	静岡県駿東郡小山町大御神	立体接続	平成25年7月5日	令和10年3月31日	1,457百万円	2,049百万円	—	小山PA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県沼津市根古屋	市道1970号線及び市道1971号線	静岡県沼津市根古屋	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	775百万円	879百万円	—	駿河湾沼津SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県磐田市敷地	市道下野部敷地線	静岡県磐田市敷地	立体接続	平成25年7月5日	令和3年7月17日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	2,057百万円	2,240百万円	—	本線直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	石川県能美市吉原釜屋町	市道木曾街道線	石川県能美市吉原釜屋町	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月25日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	2,284百万円	2,600百万円	—	本線直結型
近畿自動車道 敦賀線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	町道若狭梅街道線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	1,606百万円	1,998百万円	—	三方五湖PA
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市美山町	市道川口339号線	東京都八王子市美山町	立体接続	平成25年7月5日	平成28年12月24日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	969百万円	1,144百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県岐阜市北野北	市道北野北線	岐阜県岐阜市北野北	立体接続	平成25年7月5日	令和2年3月20日 (供用開始) 令和2年12月25日 (残事業完成)	704百万円	792百万円	—	岐阜三輪PA

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県関市広見から岐阜県大垣市松町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県関市広見	から
岐阜県大垣市検町	まで

(ロ) 延長

岐阜県関市広見	から	35.3	キロメートル
岐阜県大垣市検町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岐阜県関市広見 岐阜県大垣市検町	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市広見 岐阜県大垣市検町	から まで 100	35.3	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県関市広見 岐阜県大垣市検町	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県関市広見から岐阜県大垣市検町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県関市広見	から	—	メートル(土工部)	
岐阜県大垣市桜町	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市西深瀬	立体接続	山県インターチェンジ
県道 岐阜美山線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	本巣インターチェンジ
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ
一般国道21号及び県道大垣環状線	岐阜県大垣市桜町	立体接続	大垣西インターチェンジ

(4)工事予算

127,240 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 岐阜県大垣市検町から岐阜県大垣市熊野町まで
平成 31 年 2 月 1 日
- ロ 岐阜県大垣市検町から岐阜県大垣市池尻町まで
平成 31 年 3 月 1 日
- ハ 岐阜県大垣市池尻町から岐阜県大垣市北方町まで
平成 31 年 4 月 1 日
- ニ 岐阜県大垣市北方町から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで
令和 元年 5 月 1 日
- ホ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで
令和 元年 8 月 1 日
- ヘ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで
平成 31 年 4 月 1 日
- ト 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下磯まで (大野神戸IC Bランプ)
平成 31 年 4 月 1 日
- チ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで (大野神戸IC Cランプ)
令和 元年 8 月 1 日

別 紙 1

- リ 岐阜県揖斐郡大野町下磯から岐阜県揖斐郡大野町下磯まで (大野神戸IC Eランプ・料金所)
平成 31 年 2 月 1 日
- ヌ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ル 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下磯まで
令和 2 年 9 月 1 日
- ヲ 岐阜県揖斐郡大野町下磯から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ワ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 31 年 4 月 1 日
- カ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県本巣市見延まで
平成 30 年 5 月 1 日
- コ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市見延まで
令和 元 年 12 月 1 日
- タ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市三橋まで
平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

- レ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県本巣市三橋まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ソ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県岐阜市城田寺まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ツ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県岐阜市城田寺まで
平成 30 年 9 月 1 日
- ネ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 5 年 10 月 1 日
- ナ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ラ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 2 年 1 月 1 日
- ム 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 元 年 8 月 1 日
- ウ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 元 年 6 月 1 日

別 紙 1

キ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 31 年 4 月 1 日

ク 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
令和 元年 6 月 1 日

カ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
令和 元年 5 月 1 日

キ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 30 年 12 月 1 日

ク ヤ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 31 年 2 月 1 日

マ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県岐阜市山県北野北まで
平成 30 年 12 月 1 日

ケ 岐阜県岐阜市山県北野北から岐阜県岐阜市山県北野まで
平成 31 年 2 月 1 日

フ 岐阜県岐阜市山県北野から岐阜県岐阜市三輪まで
平成 30 年 12 月 1 日

別 紙 1

コ 岐阜県岐阜市三輪から岐阜県関市広見まで
平成 31 年 4 月 1 日

エ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
令和 元年 8 月 1 日

テ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 30 年 12 月 1 日

ア 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
令和 元年 6 月 1 日

サ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 31 年 4 月 1 日

キ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 30 年 12 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 元年 12 月 14 日 (大野神戸IC～大垣西IC)(供用開始)

別 紙 1

令和 2 年 3 月 20 日 (関広見IC～山県IC)(供用開始)

令和 7 年 4 月 6 日 (山県IC～本巢IC)(供用開始)

令和 7 年 8 月 30 日 (本巢IC～大野神戸IC)(供用開始)

令和 17 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

141,666 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 131,805 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県養老郡養老町飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県養老郡養老町飯積	から
三重県員弁郡東員町大字長深	まで

(ロ) 延長

岐阜県養老郡養老町飯積	から	34.1	キロメートル
三重県員弁郡東員町大字長深	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 三重県員弁郡東員町大字長深	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 三重県員弁郡東員町大字長深	から 100 まで	34.1	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 三重県員弁郡東員町大字長深	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県養老郡養老町飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
岐阜県養老郡養老町飯積	から	— メートル(土工部)
三重県員弁郡東員町大字長深	まで	— メートル(橋梁部) — メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション
県道 養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ
県道 北勢多度線	三重県いなべ市北勢町阿下喜	立体接続	いなべインターチェンジ
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高柳	立体接続	大安インターチェンジ
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字長深	立体接続	東員インターチェンジ

(4)工事予算

78,453 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| イ | 岐阜県養老郡養老町直江から岐阜県養老郡養老町直江まで
平成 29 年 3 月 1 日 | (養老JCT Gランプ) |
| ロ | 岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.4+7.0~No.53+5.5) |
| ハ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.53+5.5~No.63+7.5) |
| ニ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.63+7.5~No.111+0.0) |
| ホ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.111+0.0~No.121+15.0) |
| へ | 岐阜県養老郡養老町口ヶ島から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.121+15.0~No.130+13.0) |
| ト | 岐阜県養老郡養老町口ヶ島から岐阜県養老郡養老町西岩道まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.130+13.0~No.141+11.0) |
| チ | 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (養老IC ランプ部) |

別 紙 1

リ 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町大跡まで (養老IC 料金所部)

平成 28 年 12 月 1 日

又-1 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで

令和 9 年 3 月 1 日

又-2 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町下笠まで

令和 5 年 6 月 1 日

又-3 岐阜県養老郡養老町下笠から岐阜県養老郡養老町小倉まで

令和 5 年 6 月 1 日

又-4 岐阜県養老郡養老町小倉から岐阜県養老郡養老町一色まで

令和 9 年 3 月 1 日

又-5 岐阜県養老郡養老町一色から岐阜県養老郡養老町横屋まで

令和 9 年 3 月 1 日

又-6 岐阜県養老郡養老町横屋から岐阜県海津市南濃町徳田まで

令和 9 年 3 月 1 日

ル-1 岐阜県海津市南濃町徳田から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで

令和 3 年 4 月 1 日

別 紙 1

ル-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで
令和 4 年 4 月 1 日

ヲ-1 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで
令和 6 年 4 月 1 日

ヲ-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町田辺まで
令和 5 年 4 月 1 日

ヲ-3 三重県いなべ市北勢町田辺から三重県いなべ市北勢町向平まで
令和 9 年 3 月 1 日

ヲ-4 三重県いなべ市北勢町向平から三重県いなべ市北勢町瀬木まで
令和 5 年 4 月 1 日

ヲ-5 三重県いなべ市北勢町瀬木から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 9 年 3 月 1 日

ワ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日

カ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ヨ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日
- タ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日
- レ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ソ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ツ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ネ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
令和 元 年 9 月 1 日
- ナ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ラ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市大安町丹生川久下まで
令和 6 年 9 月 1 日

別 紙 1

ム 三重県いなべ市大安町丹生川久下から三重県いなべ市北勢町麻生田まで
平成 30 年 5 月 1 日

ウ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市北勢町麻生田まで
令和 6 年 4 月 1 日

エ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市大安町片樋まで
平成 30 年 5 月 1 日

ノ 三重県いなべ市大安町片樋から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

オ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

ク 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 6 年 7 月 1 日

ヤ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

マ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

ケ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

フ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

コ-1 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

コ-2 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 4 月 1 日

エ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 12 月 1 日

(大安IC Eランプ土工部 E-No.32+3.32~E-No.24+4.0)

テ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 8 月 1 日

(大安IC Eランプ橋梁部 E-No.24+4.0~E-No.15+0.0)

ア 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 4 月 1 日

(大安IC料金所部 E-No.15+0.0~A2-No0+0)

サ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 8 月 1 日

(大安IC A・Cランプ橋梁部 C2-No.0+0~C2-No.28+0.0)

別 紙 1

- キ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで (大安IC Cランプ土工部 C2-No.28+0.0~C2-No.59+1.3)
平成 30 年 12 月 1 日
- ユ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで (大安IC Cランプ土工部 C2-No.59+1.3~C2-No.77+9.2)
平成 30 年 8 月 1 日
- メ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで (大安IC Bランプ部 B-No.0+0~No.B-No.54+1.8)
平成 30 年 8 月 1 日
- ミ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで (No.327+0.0~No.289+17.0)
平成 30 年 8 月 1 日
- シ 三重県いなべ市員弁町北金井から三重県員弁郡東員町大字南大社まで (No.289+17.0~No.104+16.0)
平成 30 年 10 月 1 日
- エ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで (No.104+16.0~No.92+4.0)
平成 30 年 11 月 1 日
- ヒ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで (No.92+4.0~No.76+4.0)
平成 30 年 12 月 1 日
- モ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.76+4.0~No.67+11.0 内回り)
平成 30 年 10 月 16 日

別 紙 1

- | | | |
|----|---|-----------------------------|
| セ | 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 10 月 1 日 | (No.76+4.0~No.69+1.0 外回り) |
| ス | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 9 月 1 日 | (No.67+11.0~No.57+5.0 内回り) |
| ン | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 11 月 15 日 | (No.69+1.0~No.55+7.0 外回り) |
| イ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 7 月 1 日 | (No.57+5.0~No.42+18.0 内回り) |
| ロ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 7 月 1 日 | (No.55+7.0~No.51+11.0 外回り) |
| ハ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 9 月 1 日 | (No.51+11.0~No.42+18.0 外回り) |
| ニ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 4 月 1 日 | (No.42+18.0~No.18+0.0 内回り) |
| ホ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 6 月 1 日 | (No.42+18.0~No.33+17.0 外回り) |

別 紙 1

へ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.33+17.0~No.18+0.0 外回り)
平成 30 年 4 月 1 日

ト' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (東員IC A・Dランプ部)
平成 30 年 4 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 10 月 22 日 (養老JCT~養老IC)(供用開始)

平成 31 年 3 月 17 日 (大安IC~東員IC)(供用開始)

令和 7 年 3 月 29 日 (いなべIC~大安IC)(供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日 (養老IC~いなべIC)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87,887 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 80,801 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道 富士吉田線
(東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都世田谷区大蔵	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	6.4	キロメートル
東京都世田谷区大蔵	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	80	6.4	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都世田谷区大蔵	から まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
東京都三鷹市北野	から	—	メートル(土工部)	
東京都世田谷区大蔵	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
関越自動車道 新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道 富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

883, 303 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日

- ロ 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 24 年 5 月 17 日

- ロ' 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日

- ハ 東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵
平成 24 年 5 月 17 日

- ニ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日

- ホ 東京都調布市東つつじヶ丘から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,027,736 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 978,500 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線
(愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

愛知県名古屋市中川区島井町	から
愛知県海部郡飛島村木場	まで

(ロ) 延長

愛知県名古屋市中川区島井町	から	12.2	キロメートル
愛知県海部郡飛島村木場	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 愛知県海部郡飛島村木場	から 第2種第1級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 愛知県海部郡飛島村木場	から 60 まで	12.2	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 愛知県海部郡飛島村木場	から まで 4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
愛知県名古屋市中川区島井町 から	—	メートル(土工部)
愛知県海部郡飛島村木場 まで	2.25	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続 及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	千音寺南インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及 び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字 茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	飛島北インターチェンジ
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション
一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション

(4)工事予算

170,390 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区島井町 まで
平成 24 年 5 月 17 日

ロ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区服部 まで
平成 29 年 8 月 23 日

ハ 愛知県名古屋市中川区服部 から 愛知県名古屋市中川区供米田 まで
平成 30 年 9 月 1 日

ニ 愛知県名古屋市中川区供米田 から 愛知県名古屋市中川区かの里 まで
令和 2 年 4 月 1 日

ホ 愛知県名古屋市中川区かの里 から 愛知県名古屋市港区南陽町 まで
平成 30 年 9 月 1 日

別 紙 1

へ 愛知県名古屋市港区南陽町 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
平成 29 年 8 月 23 日

ト 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
令和 2 年 4 月 1 日

チ 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29 年 8 月 23 日

リ 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29 年 8 月 23 日

又 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 24 年 5 月 17 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が、一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 3 年 5 月 1 日 (供用開始)

令和 12 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

179,938 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 179,938 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(甲府中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

山梨県甲府市大津町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道29号甲府中央右左口線	山梨県甲府市 大津町	立体接続	甲府中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

6,871 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,533 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(山北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

神奈川県足柄上郡山北町川西

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道10号河内川谷戸線	神奈川県足柄上郡 山北町川西	立体接続	山北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,088 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市山際	から
神奈川県厚木市関口	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道2-46号線及び 市道B-266号線	神奈川県厚木市山際及び 神奈川県厚木市関口	立体接続	厚木PAスマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,288 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 2 年 9 月 26 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,471 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(海津スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県海津市南濃町志津新田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)海津34421号線	岐阜県海津市 南濃町志津新田	立体接続	海津スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1,518 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,679 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(神坂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県中津川市神坂地内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道神坂44号線、 市道神坂45号線	岐阜県中津川市神坂地内	立体接続	神坂スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,702 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 8 月 31 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 9 月 13 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,942 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(多賀スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県犬上郡多賀町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道多賀スマートインター線、町道四ツ屋胡宮線	滋賀県犬上郡多賀町	立体接続	多賀スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,723 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 8 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 4 月 29 日 (下り線)(供用開始)

令和 8 年 1 月 31 日 (上り線)(供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,134 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線
(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県亀山市安坂山町	から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで

(ロ) 延長

三重県亀山市安坂山町	から	14.0	キロメートル
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで 第1種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで 120	14.0	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル
及び
3.75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで 6車線	6車線	6車線化

(ト)路肩の標準幅員

三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.25	4.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
三重県亀山市安坂山町	から	4.50メートル(土工部)	
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

62,003 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 7 月 22 日 (土山SA付近)(供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (甲賀土山IC付近)(供用開始)

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75, 542 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 72, 178 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(諏訪湖スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市豊田	から
長野県岡谷市湊	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
諏訪市道33225号線及び岡谷市道湊133号線	長野県諏訪市豊田及び 長野県岡谷市湊	立体接続	諏訪湖スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,821 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 7 月 27 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,279 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(岡崎阿知和スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県岡崎市西阿知和町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道岡崎阿知和スマートインター線	愛知県岡崎市西阿知和町	立体接続	岡崎阿知和スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,709 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,106 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(東郷スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市米野木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター1号線及び市道スマートインター2号線	愛知県日進市米野木町	立体接続	東郷スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,631 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(城端スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県南砺市立野原東

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道桜ヶ池クアガーデン線	富山県南砺市立野原東	立体接続	城端スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

952 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 12 月 16 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,105 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道
(岐阜県大野郡白川村大字鳩谷から富山県南砺市上中田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から
富山県南砺市上中田	まで

(ロ) 延長

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	15.2	キロメートル
富山県南砺市上中田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 富山県南砺市上中田	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 富山県南砺市上中田	から 80 まで	15.2	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 富山県南砺市上中田	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷から富山県南砺市上中田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

※切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として5.0m拡幅する

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	3.00	メートル(土工部)
富山県南砺市上中田	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

82,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

110,181 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 105,080 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県土岐市泉町久尻から岐阜県可児市柿田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県土岐市泉町久尻	から
岐阜県可児市柿田	まで

(ロ) 延長

岐阜県土岐市泉町久尻	から	10.5	キロメートル
岐阜県可児市柿田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 岐阜県可児市柿田	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 岐阜県可児市柿田	から まで	100	10.5	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 岐阜県可児市柿田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県土岐市泉町久尻から岐阜県可児市柿田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県土岐市泉町久尻	から	4.50	メートル(土工部)	
岐阜県可児市柿田	まで	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

34,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,352 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 38,484 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線
(三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県多気郡大台町大字菅合	から
三重県多気郡多気町丹生	まで

(ロ) 延長

三重県多気郡大台町大字菅合	から	13.4	キロメートル
三重県多気郡多気町丹生	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合 三重県多気郡多気町丹生	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合 三重県多気郡多気町丹生	から 80 まで	13.4	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	4車線	4車線	4車線化
三重県多気郡多気町丹生	まで			

(ト)路肩の標準幅員

三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	3.00	メートル(土工部)
三重県多気郡多気町丹生	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

60,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71,265 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 67,966 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(豊橋新城スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県新城市富岡	から
愛知県豊橋市石巻萩平町	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
新城市道一鍬田大原線	愛知県新城市富岡	立体接続	豊橋新城スマートインターチェンジ
豊橋市道石巻萩平町140号線	愛知県豊橋市石巻萩平町	立体接続	豊橋新城スマートインターチェンジ

(4)工事予算

4, 531 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 148 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道(両河内スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県静岡市清水区葛沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
静岡市道葛沢2号線	静岡県静岡市清水区葛沢	立体接続	両河内スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

5,128 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,701 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(富山県南砺市天池から富山県南砺市上川崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

富山県南砺市天池	から
富山県南砺市上川崎	まで

(ロ) 延長

富山県南砺市天池	から	7.7	キロメートル
富山県南砺市上川崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
富山県南砺市天池	から	第1種第3級	道路構造令
富山県南砺市上川崎	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
富山県南砺市天池	から	80	7.7	
富山県南砺市上川崎	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
富山県南砺市天池 富山県南砺市上川崎	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

富山県南砺市天池から富山県南砺市上川崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25+1.75	3.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
富山県南砺市天池	から	3.00	メートル(土工部)
富山県南砺市上川崎	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

10,700 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,770 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 13,144 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(神田スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

滋賀県長浜市布勢町	から
滋賀県長浜市加田今町	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道神田スマートIC上り線	滋賀県長浜市布勢町	立体接続	神田スマートインターチェンジ(仮称)
市道神田スマートIC下り線	滋賀県長浜市加田今町	立体接続	神田スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2,266 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,820 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県高山市清見町夏厩	から
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで

(なお、事業着手する区間については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までとする。)

(ロ) 延長

岐阜県高山市清見町夏厩	から	24.9(4.3) キロメートル
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで	

※ ()内は岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から 80 まで	24.9	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県高山市清見町夏厩	から	3.00	メートル(土工部)	
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

241,500百万円(消費税込み)

(うち、岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの工事予算 29,200百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35,498 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 33,855 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(小牧オアシスIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

愛知県小牧市大字大草

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道年上坂28号線	愛知県小牧市大字大草	立体接続	小牧オアシスインターチェンジ
市道年上坂27号線	愛知県小牧市大字大草	立体接続	小牧オアシスインターチェンジ

(4) 工事予算

— 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

- 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(恵那峡SAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県恵那市大井町	から
岐阜県恵那市東野	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大井町322号線	岐阜県恵那市大井町	立体接続	恵那峡SAスマートインターチェンジ(仮称)
市道東野103号線	岐阜県恵那市東野	立体接続	恵那峡SAスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 507 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 057 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋亀山線(大山田PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

三重県桑名市大字播磨	から
三重県桑名市大字蛸塚新田	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大山田スマートインター1号線 (仮称)	三重県桑名市大字播磨	立体接続	大山田PAスマートインターチェンジ(仮称)
市道大山田スマートインター2号線 (仮称)	三重県桑名市大字蛸塚新田	立体接続	大山田PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2,605 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,154 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

スマートICに関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

2,596 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,228 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

当該スマートインターチェンジを着工した場合における債務返済を確認するため、当該スマートインターチェンジの工事に要する費用に係る債務引受限度額を算出したものである。

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	愛知県一宮市丹陽町から愛知県岩倉市北島町まで	一宮市道0181号線(仮称)及び岩倉市道南0930号線(仮称)	愛知県一宮市丹陽町及び愛知県岩倉市北島町	立体接続	令和8年2月1日	令和14年3月31日	2,596百万円	3,228百万円	—	尾張一宮PAスマートインターチェンジ(仮称)

別紙 1 - 1 2 6 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(一宮木曾川JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県一宮市大毛

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道22号 (名岐道路)	愛知県一宮市大毛	立体接続	一宮木曾川ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

- 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 8 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

- 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	19,581百万円
H 2 4	31,785百万円
H 2 5	48,923百万円
H 2 6	33,108百万円
H 2 7	106,065百万円
H 2 8	59,505百万円
H 2 9	61,859百万円
H 3 0	68,016百万円
R 1	87,750百万円
R 2	96,320百万円
R 3	95,645百万円
R 4	120,271百万円
R 5	107,578百万円
R 6	116,206百万円
R 7	133,190百万円
R 8	458,299百万円
R 9	123,674百万円
R 1 0	62,263百万円
R 1 1	217,129百万円
R 1 2	57,646百万円
R 1 3	39,471百万円
R 1 4	41,165百万円
R 1 5	52,892百万円
R 1 6	41,348百万円
R 1 7	40,078百万円
R 1 8	40,301百万円
R 1 9	40,663百万円
R 2 0	40,451百万円
R 2 1	40,940百万円
R 2 2	40,708百万円
R 2 3	40,356百万円
R 2 4	40,491百万円
R 2 5	40,917百万円
R 2 6	40,213百万円
R 2 7	40,341百万円
R 2 8	40,596百万円
R 2 9	40,494百万円
R 3 0	41,668百万円
R 3 1	39,988百万円
R 3 2	40,387百万円
R 3 3	41,232百万円
R 3 4	41,394百万円
R 3 5	41,438百万円
R 3 6	40,848百万円
R 3 7	41,100百万円
R 3 8	40,758百万円
R 3 9	40,520百万円
R 4 0	40,557百万円
R 4 1	40,047百万円
R 4 2	40,436百万円
R 4 3	40,970百万円
R 4 4	41,104百万円
R 4 5	40,971百万円
R 4 6	40,970百万円
R 4 7	40,970百万円
R 4 8	40,970百万円
R 4 9	40,970百万円
R 5 0	40,970百万円
R 5 1	40,970百万円
R 5 2	40,970百万円
R 5 3	39,910百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	98,129百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

中日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	8百万円
H 2 7	119百万円
H 2 8	310百万円
H 2 9	862百万円
H 3 0	666百万円
R 1	1,099百万円
R 2	2,038百万円
R 3	1,794百万円
R 4	1,078百万円
R 5	1,280百万円
R 6	912百万円
R 7	871百万円
R 8	729百万円
R 9	1,932百万円
R 1 0	948百万円
R 1 1	3,529百万円
R 1 2	3,413百万円
R 1 3	483百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(472,195百万円) 484,094百万円	(86,431百万円) 74,294百万円	(307,137百万円) 316,083百万円	(81,338百万円) 69,250百万円	(225,799百万円) 246,833百万円
H 1 9	(482,966百万円) 484,615百万円	(96,496百万円) 80,890百万円	(342,904百万円) 344,144百万円	(90,810百万円) 75,398百万円	(252,094百万円) 268,746百万円
H 2 0	(466,881百万円) 456,343百万円	(94,180百万円) 76,802百万円	(334,674百万円) 326,751百万円	(88,630百万円) 71,587百万円	(246,044百万円) 255,164百万円
H 2 1	(355,494百万円) 329,680百万円	(70,563百万円) 54,376百万円	(250,751百万円) 231,341百万円	(66,405百万円) 50,684百万円	(184,346百万円) 180,657百万円
H 2 2	(350,323百万円) 340,782百万円	(69,626百万円) 52,677百万円	(247,421百万円) 224,113百万円	(65,524百万円) 49,100百万円	(181,897百万円) 175,012百万円
H 2 3	(352,605百万円) 355,511百万円	(57,106百万円) 57,620百万円	(242,956百万円) 245,142百万円	(53,229百万円) 53,708百万円	(189,727百万円) 191,434百万円
H 2 4	(346,816百万円) 365,770百万円	(55,233百万円) 58,584百万円	(234,987百万円) 249,243百万円	(51,483百万円) 54,606百万円	(183,504百万円) 194,637百万円
H 2 5	(348,386百万円) 376,626百万円	(44,204百万円) 53,781百万円	(188,066百万円) 228,811百万円	(41,203百万円) 50,130百万円	(146,863百万円) 178,682百万円
H 2 6	(441,426百万円) 496,478百万円	(62,649百万円) 77,803百万円	(266,540百万円) 331,014百万円	(58,396百万円) 72,521百万円	(208,144百万円) 258,492百万円
H 2 7	(454,427百万円) 516,780百万円	(63,317百万円) 71,890百万円	(269,384百万円) 305,855百万円	(59,019百万円) 67,009百万円	(210,365百万円) 238,846百万円
H 2 8	(487,216百万円) 517,367百万円	(71,833百万円) 77,156百万円	(305,612百万円) 328,260百万円	(66,956百万円) 71,918百万円	(238,656百万円) 256,342百万円
H 2 9	(501,944百万円) 531,720百万円	(60,359百万円) 65,634百万円	(256,796百万円) 279,241百万円	(56,261百万円) 61,178百万円	(200,535百万円) 218,062百万円
H 3 0	(505,138百万円) 540,787百万円	(49,202百万円) 56,023百万円	(209,328百万円) 238,347百万円	(45,861百万円) 52,219百万円	(163,467百万円) 186,128百万円
R 1	(498,866百万円) 535,683百万円	(29,381百万円) 36,154百万円	(125,003百万円) 153,818百万円	(27,387百万円) 33,700百万円	(97,616百万円) 120,118百万円
R 2	(498,593百万円) 418,155百万円	(34,176百万円) 19,987百万円	(145,402百万円) 85,034百万円	(31,856百万円) 18,630百万円	(113,546百万円) 66,404百万円
R 3	(448,897百万円) 473,855百万円	(17,834百万円) 59,197百万円	(75,873百万円) 251,853百万円	(16,623百万円) 55,178百万円	(59,250百万円) 196,675百万円
R 4	(436,227百万円) 521,534百万円	(-9,084百万円) 48,447百万円	(-38,650百万円) 146,042百万円	(-8,468百万円) 45,158百万円	(-30,182百万円) 160,959百万円
R 5	(423,176百万円) 524,461百万円	(-29,745百万円) 59,932百万円	(-65,471百万円) 254,981百万円	(-27,726百万円) 55,863百万円	(-98,824百万円) 199,118百万円
R 6	(505,930百万円) 541,875百万円	(6,289百万円) 53,627百万円	(26,756百万円) 228,155百万円	(5,862百万円) 49,986百万円	(20,894百万円) 178,169百万円
R 7	(534,557百万円) 538,297百万円	(1,493百万円) 49,866百万円	(6,354百万円) 212,155百万円	(1,392百万円) 46,481百万円	(4,962百万円) 165,674百万円
R 8	524,422百万円	-39,995百万円	-170,160百万円	-37,280百万円	-132,880百万円
R 9	534,720百万円	1,037百万円	4,414百万円	967百万円	3,447百万円
R 1 0	555,721百万円	50,627百万円	215,393百万円	47,190百万円	168,203百万円
R 1 1	543,145百万円	27,237百万円	115,881百万円	25,388百万円	90,493百万円
R 1 2	527,132百万円	13,985百万円	59,498百万円	13,035百万円	46,463百万円
R 1 3	509,326百万円	74,562百万円	317,224百万円	69,500百万円	247,724百万円
R 1 4	507,900百万円	77,912百万円	331,474百万円	72,622百万円	258,852百万円
R 1 5	510,174百万円	71,724百万円	305,150百万円	66,855百万円	238,295百万円
R 1 6	519,260百万円	73,778百万円	313,886百万円	68,769百万円	245,117百万円
R 1 7	513,340百万円	73,433百万円	312,422百万円	68,448百万円	243,974百万円
R 1 8	506,461百万円	69,135百万円	294,136百万円	64,442百万円	229,694百万円
R 1 9	497,563百万円	64,760百万円	275,520百万円	60,363百万円	215,157百万円
R 2 0	490,328百万円	67,715百万円	288,091百万円	63,117百万円	224,974百万円
R 2 1	483,339百万円	66,369百万円	282,365百万円	61,863百万円	220,502百万円
R 2 2	476,767百万円	76,937百万円	327,329百万円	71,714百万円	255,615百万円
R 2 3	470,946百万円	75,971百万円	323,217百万円	70,813百万円	252,404百万円
R 2 4	465,590百万円	75,000百万円	319,087百万円	69,908百万円	249,179百万円
R 2 5	458,150百万円	73,610百万円	313,174百万円	68,613百万円	244,561百万円
R 2 6	447,535百万円	71,859百万円	305,721百万円	66,980百万円	238,741百万円
R 2 7	442,801百万円	70,999百万円	302,066百万円	66,179百万円	235,887百万円
R 2 8	436,627百万円	69,863百万円	297,232百万円	65,120百万円	232,112百万円
R 2 9	433,992百万円	69,416百万円	295,327百万円	64,703百万円	230,624百万円
R 3 0	423,314百万円	67,321百万円	286,415百万円	62,750百万円	223,665百万円
R 3 1	416,360百万円	66,389百万円	282,450百万円	61,881百万円	220,569百万円
R 3 2	407,692百万円	64,786百万円	275,632百万円	60,388百万円	215,244百万円
R 3 3	405,680百万円	64,281百万円	273,484百万円	59,917百万円	213,567百万円
R 3 4	397,991百万円	62,894百万円	267,581百万円	58,624百万円	208,957百万円
R 3 5	391,591百万円	61,755百万円	262,736百万円	57,562百万円	205,174百万円
R 3 6	381,537百万円	60,082百万円	255,620百万円	56,003百万円	199,617百万円
R 3 7	375,569百万円	58,983百万円	250,943百万円	54,979百万円	195,964百万円
R 3 8	369,399百万円	57,953百万円	246,561百万円	54,019百万円	192,542百万円
R 3 9	361,870百万円	56,665百万円	241,079百万円	52,818百万円	188,261百万円
R 4 0	356,179百万円	55,652百万円	236,772百万円	51,874百万円	184,898百万円
R 4 1	351,652百万円	54,942百万円	233,752百万円	51,212百万円	182,540百万円
R 4 2	340,305百万円	52,868百万円	224,928百万円	49,279百万円	175,649百万円
R 4 3	331,465百万円	51,212百万円	217,880百万円	47,735百万円	170,145百万円
R 4 4	327,503百万円	50,488百万円	214,800百万円	47,060百万円	167,740百万円
R 4 5	320,709百万円	49,311百万円	209,792百万円	45,963百万円	163,829百万円
R 4 6	317,759百万円	48,789百万円	207,574百万円	45,477百万円	162,097百万円
R 4 7	311,995百万円	47,771百万円	203,240百万円	44,527百万円	158,713百万円
R 4 8	306,886百万円	46,868百万円	199,399百万円	43,686百万円	155,713百万円
R 4 9	303,638百万円	46,294百万円	196,957百万円	43,151百万円	153,806百万円
R 5 0	300,067百万円	45,663百万円	194,272百万円	42,563百万円	151,709百万円
R 5 1	297,699百万円	45,244百万円	192,490百万円	42,172百万円	150,318百万円
R 5 2	294,409百万円	44,663百万円	190,018百万円	41,631百万円	148,387百万円
R 5 3	226,767百万円	32,899百万円	139,968百万円	30,665百万円	109,303百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円) 607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円) 606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円) 569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円) 446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円) 461,606百万円
H 2 3	(474,594百万円) 482,245百万円
H 2 4	(476,380百万円) 500,097百万円
H 2 5	(480,109百万円) 513,150百万円
H 2 6	(579,896百万円) 640,747百万円
H 2 7	(599,015百万円) 667,358百万円
H 2 8	(641,255百万円) 677,818百万円
H 2 9	(656,484百万円) 692,824百万円
H 3 0	(666,449百万円) 708,762百万円
R 1	(668,580百万円) 712,083百万円
R 2	(687,342百万円) 600,030百万円
R 3	(645,542百万円) 676,956百万円
R 4	(628,821百万円) 720,416百万円
R 5	(630,991百万円) 738,586百万円
R 6	(711,991百万円) 755,056百万円
R 7	(752,185百万円) 763,447百万円
R 8	758,797百万円
R 9	742,599百万円
R 1 0	726,376百万円
R 1 1	710,048百万円
R 1 2	693,720百万円
R 1 3	677,392百万円
R 1 4	676,142百万円
R 1 5	673,934百万円
R 1 6	681,791百万円
R 1 7	675,733百万円
R 1 8	669,186百万円
R 1 9	659,519百万円
R 2 0	651,878百万円
R 2 1	645,065百万円
R 2 2	638,815百万円
R 2 3	632,734百万円
R 2 4	626,601百万円
R 2 5	618,786百万円
R 2 6	607,673百万円
R 2 7	603,191百万円
R 2 8	596,635百万円
R 2 9	593,673百万円
R 3 0	582,312百万円
R 3 1	574,576百万円
R 3 2	566,093百万円
R 3 3	564,110百万円
R 3 4	555,991百万円
R 3 5	549,762百万円
R 3 6	539,865百万円
R 3 7	534,370百万円
R 3 8	527,759百万円
R 3 9	520,095百万円
R 4 0	514,175百万円
R 4 1	509,264百万円
R 4 2	498,221百万円
R 4 3	489,956百万円
R 4 4	485,972百万円
R 4 5	479,189百万円
R 4 6	476,145百万円
R 4 7	470,264百万円
R 4 8	465,044百万円
R 4 9	461,725百万円
R 5 0	458,052百万円
R 5 1	455,611百万円
R 5 2	452,236百万円
R 5 3	436,212百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段 () 内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

別紙8中、1(2)②ロ(イ)のうち

「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別紙8中、1(2)⑦イのうち

「なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。」を削る。

別紙8中、1(2)⑰ハのうち

「令和7年4月5日から同年11月30日」を「令和8年4月4日から同年11月29日」に改める。

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区上高井戸	山梨県富士吉田市上吉田
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市尻無町(八日市インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸	長野県安曇野市豊科高家(安曇野インターチェンジを含む)
高速自動車国道 第一東海自動車道	東京都世田谷区砧公園	愛知県小牧市大字村中
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大和町北高井	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	愛知県東海市新宝町
高速自動車国道 北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町月山(朝日インターチェンジを含む)	滋賀県米原市三吉
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	愛知県亀山市関町木崎	三重県伊勢市楠部町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市緑区大高町	三重県亀山市木下町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	滋賀県甲賀市甲賀町岩室(甲賀土山インターチェンジを含まない)
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	三重県多気郡多気町丹生
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市酒井
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県東海市新宝町	愛知県海部郡飛島村金岡
一般国道475(東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町山ノ神	岐阜県関市広見町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	106 キロメートル	1, 227, 660 百万円	1, 923, 307 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	2 キロメートル	18, 910 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	125 キロメートル	67, 840 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	58 キロメートル	121, 295 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	4, 977 箇所	85, 830 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	35 キロメートル	215, 481 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区高井戸西	山梨県南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市中小路町狐山
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸東	長野県安曇野市豊科町大字南穂高
高速自動車国道 第一東海自動車道	神奈川県川崎市宮前区南平台	愛知県小牧市大字村中字松原
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大字大毛字沖	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県御殿場市駒門	静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田
高速自動車国道 北陸自動車道	滋賀県米原市樋口	富山県下新川郡朝日町月山
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	三重県津市芸濃町楠原字北山	三重県伊勢市勢田町字中起
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市西区二方町	三重県津市芸濃町楠原字北山
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県亀山市辺法寺町	滋賀県甲賀市甲賀町岩室
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県多気郡多気町丹生	三重県度会郡大紀町崎字沖田
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	福井県三方郡美浜町山上	福井県敦賀市高野
高速自動車国道 中部横断自動車道	静岡県静岡市清水区吉原	山梨県南巨摩郡南部町
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市岡田
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県名古屋市港区金城ふ頭	愛知県名古屋市港区金城ふ頭
一般国道475号(東海環状自動車道)	愛知県豊田市松平志賀町天野	岐阜県関市広見
一般国道138号(東富士五湖道路)	山梨県富士吉田市上吉田	静岡県駿東郡小山町須走
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市裏高尾町	東京都あきる野市牛沼

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	23 キロメートル	322,650 百万円	596, 717 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	18 キロメートル	64,124 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	214 キロメートル	55,981 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- 箇所	- 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	8 キロメートル	39,918 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	956百万円
H 2 8	4,172百万円
H 2 9	14,637百万円
H 3 0	19,385百万円
R 1	51,831百万円
R 2	73,520百万円
R 3	37,546百万円
R 4	76,615百万円
R 5	121,128百万円
R 6	121,675百万円
R 7	291,008百万円
R 8	404,456百万円
R 9	206,271百万円
R 1 0	171,177百万円
R 1 1	389,635百万円
R 1 2	47,235百万円
R 1 3	25,163百万円
R 1 4	50,720百万円
R 1 5	59,731百万円
R 1 6	57,029百万円
R 1 7	74,247百万円
R 1 8	89,745百万円
R 1 9	66,003百万円
R 2 0	66,140百万円

(注1) 平成27年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 3月23日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 縄 田 正